

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、広く社会から信頼される企業となるために「効率的かつ健全な企業経営を可能にするシステム」を構築することが重要であると考え、コーポレート・ガバナンスに取り組んでおります。

また、企業体質の強化、財務基盤の安定化を基礎に将来の投資のための内部留保を図りつつ、安定配当を維持することを基本方針とすることにより、ステークホルダーの利益を安定的に維持するため、健全かつ効率的な経営を図り、経営の意思決定と業務執行が適切に行われるようなコーポレート・ガバナンス体制及び企業倫理の構築を確立すべきであると考えており、ステークホルダーの皆様に対し経営の透明性を一層高め、公正な経営を実現することを目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、基本原則すべてを実施いたしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
賀和興産株式会社	174,050	26.33
株式会社ワイエスリー	160,700	24.31
才田組従業員持株会	24,622	3.72
株式会社福岡銀行	24,300	3.68
米田秀之	23,400	3.54
キャタピラー九州株式会社	19,100	2.89
吉田 知広	10,200	1.54
株式会社アーステクニカ	10,000	1.51
才田善之	9,400	1.42
才田善郎	9,000	1.36

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	福岡 既存市場
-------------	---------

決算期	6月
-----	----

業種	建設業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤山征二郎	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤山征二郎	○	有限会社友加システム代表取締役 平成29年6月末時点において、当社は有限会社友加システムに当社のシステムメンテナンス等を委託しておりましたが、当該委託契約額は少額であり、取締役に就任前に当該委託契約は解除しております。 その他有限会社友加システムと当社との間に人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。	有限会社友加システムの代表取締役としての豊富な経営経験及び中小企業診断士としての専門知識を活かし、当社の経営全般に関して監督していただくため。 なお、取締役就任時において、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有していると判断し、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めています。

内部監査部門は、適宜、監査役に監査結果を報告しており、監査役との連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
鈴木 照美	他の会社の出身者												
森田 公一	他の会社の出身者												

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 照美	○	——	福岡県警察で培われたコンプライアンスに関する専門的な知識と経験を当社監査体制に活かしていただくため。 なお、同氏と当社との間に人的関係、資金的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はなく、当社の監査体制に実効性や専門性を活かせると判断しております。

森田 公一	○	社会福祉法人恵徳会 理事長 社会福祉法人恵徳会と当社との間に人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。	社会福祉法人恵徳会理事長としての豊富な知識と経験を当社監査体制に活かしていただくため。 なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれのない高い独立性を有していると判断し、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
-------	---	---	--

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、福岡証券取引所が定める独立役員の要件を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役へのインセンティブ付与は実施しておりませんが、報酬総額は業績を考慮して決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

第65期(2019年7月1日～2020年6月30日)における役員報酬は、以下のとおりであります。

取締役 6名 28,009千円(うち社外取締役1名 638千円)
監査役 1名 3,712千円

期末現在の監査役の数人数は3名ですが、無報酬者が2名いるため、支給人数と相違しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬額は、1990年5月24日開催の臨時株主総会において、取締役報酬限度額は年額200,000千円以内、監査役報酬限度額は年額15,000千円以内で決議しております。

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を役員報酬規程に定めており、世間水準や経営内容、役員の職務の内容、役員の業績、従業員給与とのバランスなどを考慮したうえで決定することとしております。

当事業年度における当社の役員の報酬等の決定過程については、株主総会において決議された報酬限度額、当社グループの業績、経営環境等を勘案し、取締役会にて取締役の報酬総額を決定しております。個別の取締役の役員報酬については、代表取締役社長 才田善之が取締役会からの委任を受けて、役員報酬規程に基づき、役員の職務の内容、職責及び実績などを勘案し、個別の報酬額を決定しております。また監査役については、常勤、非常勤別に業務分担の状況を考慮のうえ監査役会にて協議し、個別の報酬額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会開催時において、経営資料の配布、特に財務資料の配布を行うように努めております。

また、社外監査役から監査事項についてのサポートを依頼された場合は、総務部を中心に対応するようにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役設置会社であり、当社の事業規模、取締役会の構成、意思決定の迅速化等の観点から現行の体制で経営の監視・監督機能が適正に機能していると考えております。

取締役会は、原則として毎月1回、その他必要に応じて開催し、経営の基本方針、決定専決事項、その他経営に係る重要事項等に関する討議・決定を行うとともに、業務の執行状況に関する監督、経営計画の進捗状況の確認等を行っております。

監査役は3名であり、常勤監査役は監査法人と随時情報交換を行うとともに、業務監査と会計監査の連携を行って監査の有効性と効率性の向上を図っております。

また、社外取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、定款の規定により、会社法第427条第1項の規定のに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

会計監査については、如水監査法人と監査契約を締結し、正確な経営情報を提供し、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠した監査を受けております。第64期(2018年7月1日～2019年6月30日)における会計監査人に対する監査報酬及び業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりであります。

(1) 監査報酬の内容

公認会計士法第2条第1項の業務に基づく報酬	19,299千円
上記以外の業務に基づく報酬	- 千円

(2) 業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員	業務執行社員	廣島武文
指定社員	業務執行社員	内田健二

(3) 補助者の構成

公認会計士	5名
公認会計士試験合格者	1名

また、弁護士及び税理士と顧問契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役6名のうち1名が社外取締役、監査役3名のうち2名が社外監査役であり、当社の事業規模での取締役間の相互監督、監査役による経営全般に関する監視・監督機能は十分に機能していると考えており、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	株主総会招集通知のTDnet及び当社ホームページへの早期開示(発送日の1日前)

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、招集通知、決議通知、その他適時開示情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	倫理規程にて、コンプライアンスの統制方針、体制、行動規範等を定め、社会倫理に適合した企業活動を行うこととしております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	倫理規程の「行動規範」において、基本方針として「情報の適切な開示に努め、すべての利害関係者との間で公平・公正かつ透明な関係を維持し、公正な取引を行うこと。」と定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の取締役は、「倫理規程」で定める行動規範及び行動指針に基づき、職務の執行を行う。
- (2) 当社の取締役は、取締役相互において、法令及び定款への適合性を監視するとともに、毎月の取締役会において、それぞれ委嘱された職務の執行状況を報告する。
- (3) 当社の取締役は、「内部通報規程」に基づき、通報窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正、コンプライアンス経営の強化を図る。
- (4) 当社の取締役は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、弁護士、警察等と連携し、組織的に対応する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役は、「情報資産管理規程」に基づき、当社の取締役会及びその子会社の営業会議等重要な会議の意思決定に係る情報、当社の代表取締役社長決裁の事項等を記録・保存するとともに、それらを適切に管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、評価する仕組みを構築・整備する。
- (2) 当社の経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合、有事の対応を迅速に行うとともに、当社の取締役会を中心として全社のかつ必要であれば、企業グループとして再発防止策を講じる。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の取締役は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、担当部署の分掌事項、職務権限を明確に把握し、迅速な意思決定が行えるよう必要な施策、相互連携を確保する。
- (2) 当社の取締役会付議に係る重要事項については、担当部署で事前審議を行い、論点を整理したうえで取締役会へ上程することにより、取締役会における意思決定の効率化を図る。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の使用人は、「倫理規程」で定める行動規範及び行動指針に基づき、職務の執行を行う。
- (2) 当社の使用人は、常に法令及び定款への職務の適合性を確認するとともに、「職務権限規程」で定める権限の範囲内において職務の執行を行う。

6. 次に掲げる体制その他の当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の取締役は、子会社との緊密な連携のもと、企業グループとしての法令等を遵守した健全で持続的な事業の発展に努める。
- (2) 当社の子会社の取締役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項については、「グループ会社管理規程」に基づき、当社の担当取締役へ報告を行うとともに、重要案件については事前協議を行う。
- (3) 当社の子会社において、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合、有事の対応を迅速に行うとともに、当社の担当取締役へ報告し、当社の取締役会を中心として全社のかつ必要であれば、企業グループとして再発防止策を講じる。
- (4) 当社の子会社の取締役等は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、担当部署の分掌事項、職務権限を明確に把握し、重要案件については、「グループ会社管理規程」に基づき、当社の担当取締役と事前に合議を行い、迅速な意思決定が行えるよう必要な施策、相互連携を図る。
- (5) 当社の子会社の取締役及び使用人は、「倫理規程」で定める行動規範及び行動指針に基づき、職務の執行を行うこととし、当社の監査役会及び内部監査室において、子会社の内部監査を実施し、法令及び定款への適合性を監視する。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の監査役からの要請があれば、必要に応じて当該監査役の業務補助を行うスタッフを配置する。

8. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

当社の監査役より監査業務に必要な命令を受けたスタッフは、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

9. 次に掲げる体制その他当社の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役及び使用人は、会社経営及び事業運営上の重要事項、業務執行状況並びに結果について、社内会議体等を通じて、その内容を監査役に報告する。
- (2) 当社の取締役は、会社経営に著しい影響を与える事態が生じた場合、速やかに監査役に報告する。
- (3) 当社の子会社の取締役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当該子会社の会社経営及び事業運営上の重要事項、業務執行状況並びに結果について、監査役に報告する。
- (4) 上記(1)から(3)の報告をした者に対し、「内部通報規程」で定める通報者等の保護に基づき、不利益となる取扱いを行わない。また、当該報告をしたことにより、当該報告者の職場環境が悪化することのないよう適切な措置を講じる。

10. 当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役から下記(1)から(3)の請求を受けたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明しない限り、これを拒むことはできない。

- (1) 費用の前払の請求
- (2) 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- (3) 負担した債務の債権者に対する弁済(当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供)の請求

11. その他当社の監査役が監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- (1) 当社の監査役は、独立した立場から、当社並びにその子会社の取締役等による業務が適正に確保されているかを当社の取締役会への出席等を通じて監査する。
- (2) 当社の取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、適宜会合をもつ。
- (3) 当社の取締役は、監査役の職務の適切な執行のため、当該監査役との意思疎通、情報収集・交換が行えるように協力する。

(4)当社の取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。

(5)当社の取締役は、監査役の職務遂行にあたり、当該監査役が必要と認めた場合、弁護士や会計監査人等との連携を図れる環境を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力からの不当要求等に対しては、弁護士、警察等と連携し、組織的に対応する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

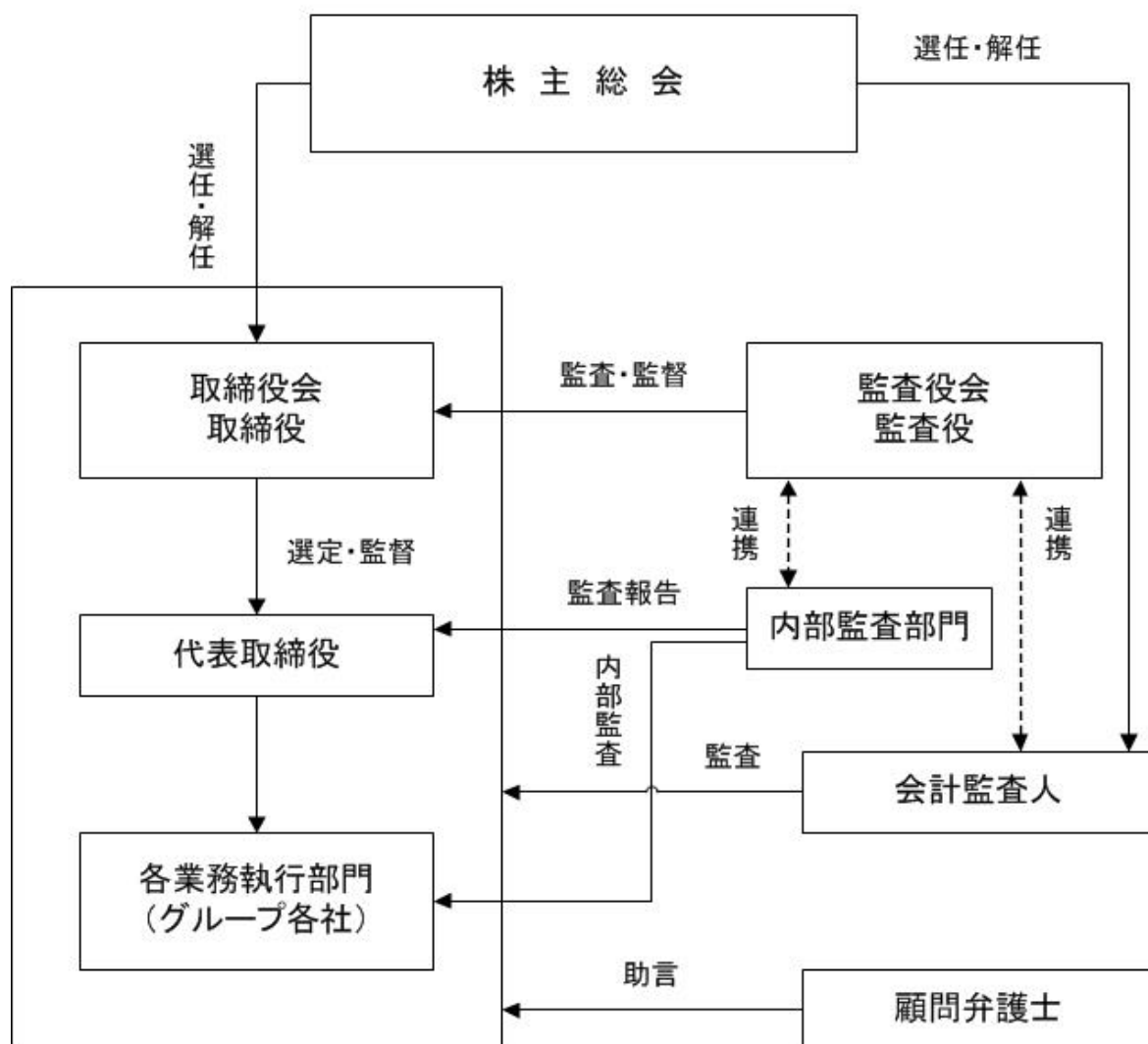
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



適時開示体制の模式図

